

2024年度 一宮市感染症予防計画の進捗状況及び評価等

【評価の判定基準】 ○：全体的に順調 △：一部に努力を要する ×：全体的に努力を要する ※当該年度に評価しない場合は「－」とする。

項目	施策目標	評価のポイント	評価	評価理由	今後の取組等
第2 感染症の発生の予防のための 施策に関する事項	1 感染症発生動向調査 ・感染症に関する情報収集、分析及び公表について、精度管理を含めて全国的に統一 的な体系で進めていくことが不可欠であるため、現場の医師等に感染症発生動向調 査の重要性についての理解を求め、医師会等を通じ、その協力を得ながら適切に進 める。 ・法第12条に規定する届出の義務について、医師会等を通じて周知を行い、病原体 の提出を求めるとともに、最新の医学的知見を踏まえた感染症発生動向調査の実施 方法の見直しについての検討やデジタル化が進む中での迅速かつ効果的な情報を収 集・分析する方策についての検討を推進する。	⇒ 感染症発生動向調査について、国の通知等の必要な情報は、医師会 等を通じて、医療機関等に周知していたか。 ⇒ 最新の医学的知見を踏まえた愛知県感染症発生動向調査事業実施要 綱について、内容の確認を行ったか。	○	・感染症発生動向調査に関する情報のみに限らず、必要な情 報は市医師会等を通じて、医療機関等関係機関に情報提供 を行った。 ・法第12条に規定する届出の義務について、改正通知等を医 師会を通じて医療機関等関係機関に周知した。	・引き続き医師会等を通 じて関係機関に情報共 有を行って行く。
	2 関係各機関及び関係団体との連携 ・国、都道府県、市町村及び医師会等の専門職能団体や高齢者施設等関係団体等との 連携体制を、愛知県感染症対策連携協議会を通じて構築する。	⇒ 関係団体との連携を図るため、適時、愛知県感染症対策連携協議会 に参加していたか。	○	・2024年度の検討部会・協議会に保健所長、保健予防課専任 課長が参加した。	
第3 感染症のまん延の防止のため の施策に関する事項	1 患者等発生後の対応 ・特定の地域に感染症が集団発生した場合、まん延防止の観点から医師会等の専門職 能団体や高齢者施設等関係団体等、近隣の地方公共団体との役割分担及び連携体制 を構築する。 ・複数の都道府県等にまたがるような広域的な感染症のまん延の場合に備えた県の、 国や他の都道府県等との連携体制の構築に協力する。	⇒ 特定の地域における感染症の集団発生時には、愛知県感染症対策連 携協議会に参加するなど、専門職能団体、高齢者施設等関係団体、 近隣の地方公共団体と連携できていたか。 ⇒ 広域的な感染症のまん延に備え、国や他の自治体と情報共有を行 い、連携を図っていたか。	○	・感染症発生動向調査に関する情報を、「感染症発生動向調 査情報ダッシュボード」としてウェブサイト等で毎週公表 し、感染症流行時は別途ウェブサイトを作成するなど市民向 けに注意喚起を行った。 ・愛知県でまとめて公表する内容について、一宮市の必要な 情報を提供した。 ・毎年、感染症の4県9市の地区別会議に参加し、情報共有し ている。 ・毎年年度始めに、県内の担当者名簿は愛知県から共有され る体制がある。	・引き続き国や県等、他 の自治体と情報共有を 行い連携を図る。
第4 感染症及び病原体等に関する 情報の収集、調査及び研究に 関する事項	1 市における取組 ・感染症の発生届及び積極的疫学調査に関する情報を迅速かつ効率的に収集するため に電磁的方法により行うよう感染症指定医療機関等へ働きかけを行う。	⇒ 医療機関に対して、発生届の電磁的な方法による届出の推進を図っ たか。	○	・一宮市の感染症指定医療機関は感染症サーベイランスシス テムにより発生届が提出されている。	
第5 病原体等の検査の実施体制及び検査能力向上に関する事 項	1 病原体等の検査の実施体制及び検査能力向上の推進 ・市は、広域にわたり又は大規模に感染症が発生し、又はまん延した場合を想定し、 愛知県衛生研究所連携し、必要な検査を迅速に行うための体制を整備する。	⇒ 新興感染症に備え、愛知県衛生研究所との連携を図っていたか。 【目標値あり：検査の実施能力】	○	・愛知県衛生研究所へ検査依頼件数を確認した。 ・新保健所開所にあたり、検査機器を整備し、感染症の発生 に備え自施設で実施する検査項目を拡充し、検査体制を整 えている。愛知県衛生研究所、中核市と連携を図り研修を行 う。	
	2 総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築並びに関係団 体等との連携 ・感染症の病原体等に関する検査情報の収集のための体制を構築するとともに、患者 情報と病原体情報が迅速かつ総合的に分析され、公表できる体制を構築する。	⇒ 感染症サーベイランスに係る知識普及が行われていたか。 また、サーベイランスの分析結果を市民に対して分かりやすく提供 していたか。	○	・愛知県が総合的に情報分析できるよう、患者情報と病原体 情報を提供する体制を構築している。	
第6 感染症の患者の移送のための 体制の確保に関する事項	1 感染症の患者の移送のための体制の確保 ・市は県と連携し、消防機関や民間事業者、高齢者施設等の関係団体等と連携し、移 送患者の対象等に応じた役割分担を明確にする。 ・市は県と連携し、新興感染症患者の移送について、移送に必要な車両の確保や民間 事業者等への委託も含め検討し、移送に関する協定の締結や申し合わせを行う。 ・市は県と連携し、平時から、関係者を含めた移送訓練等を定期的に計画し実施す る。	⇒ 消防機関や民間事業者等と移送に関する協定や申し合わせを行って いたか。 ⇒ 移送に必要な車両の確保や民間事業者等への委託等を検討してい るか。 ⇒ 移送訓練等を実施したか。	○	・コロナ対応において民間移送業者へ委託し、移送したス キームがある。 ・患者搬送車を1台整備、保有している。 ・消防、医療機関等関連機関と患者移送訓練を実施している。	・患者の状況、搬送先な ど想定しうる設定を変 更し、消防、医療機関 等関係機関と患者移送 訓練を継続していく。

2024年度 一宮市感染症予防計画の進捗状況及び評価等

【評価の判定基準】 ○：全体的に順調 △：一部に努力を要する ×：全体的に努力を要する ※当該年度に評価しない場合は「－」とする。

項目	施策目標	評価のポイント	評価	評価理由	今後の取組等
第7 新型インフルエンザ等感染症 外出自粛対象者又は新感染症 外出自粛対象者の療養生活の 環境整備に関する事項	1 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備 ・市は、外出自粛対象者の体調悪化時等に適切な医療に繋げることができるよう、医療機関、医療関係団体、民間事業者への委託を活用しつつ、健康観察の体制を確保する。 ・市は、外出自粛対象者が外出しなくとも生活できるよう、民間事業者への委託を活用しつつ、外出自粛対象者の生活支援の体制を確保する。	⇒ 医療機関、医療関係団体、民間事業者への委託を活用し、外出自粛対象者に対する健康観察ができる体制を確保していたか。 ⇒ 民間事業者への委託を活用し、外出自粛対象者の生活支援の体制を確保していたか。	○	・コロナ対応において民間業者へ委託し、健康観察や配食を実施したスキームがある。	
第8 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項	1 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重 ・市は、感染症に関する適切な情報の公表、正しい知識の普及等を行い、感染症のまん延の防止のための措置を行うに当たっては人権を尊重する。 ・市は、診療、就学、就業、交通機関の利用等の場面において、患者等への差別や偏見の排除等のため、パンフレット等の作成、各種研修の実施等の必要な施策を講ずるとともに、相談機能の充実等住民に身近なサービスの充実に努める。	⇒ 感染症についての正しい知識の普及のため、適切に情報を公表していたか。 また、公表に際しては、人権に配慮していたか。 ⇒ 感染症患者に関する差別や偏見の排除のためパンフレット等の作成、各種研修の実施などにより、市民に周知していたか。	○	・感染症に関する情報公開を行う際は、個人が特定されないよう配慮している。	
第9 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項	1 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上 ・市は、感染症に関する専門性に対応した人材の育成及び資質の向上に資するため、国が行う研修等に職員を積極的に派遣し、又は自ら講習会等を実施することにより、感染症に関する人材の養成及び資質の向上を図る。 ・平時から、IHEAT 要員への実践的な訓練の実施やIHEAT 要員の支援を受けるための体制を整備するなどIHEAT 要員の活用を想定した準備を行う。	⇒ 国が行う研修等への職員の派遣、自ら講習会等を実施するなど、感染症に関する人材の養成及び資質の向上を図っていたか。 ⇒ IHEAT 要員への実践的な訓練を実施していたか。 また、IHEAT 要員の人員等の確認を行っていたか。 【目標値あり：研修や訓練の実施】	○	・国や県が開催する研修会に積極的に参加している。 ・一宮市保健所においても消防や医療機関等と連携してN95マスクフィットテスト、個人PPE着脱訓練、患者搬送訓練を行っている。 ・IHEAT要員への訓練は実施していないが、IHEAT要員の人員確認は行っていた。	
第11 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策	1 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策 ・市は、県が感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために緊急の必要があると認めるときには、当該感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置を定め、医師その他の医療関係者に対し、当該措置の実施に対する必要な協力を求め、迅速かつ的確な対策が講じられるようにすることとする。	⇒ 感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために緊急の必要があると認める場合に備えて、円滑な体制整備に努めたか。	△	・県及び医療機関関係者とは平時から緊密な関係づくりに努めているが、緊急時に対する体制整備の構築には及んでいない。	・体制整備の推進に努める。
第12 その他感染症の予防の推進に関する重要事項	1 施設内感染の防止 ・市は、最新の医学的知見等を踏まえた施設内感染に関する情報を病院、診療所、老人福祉施設等の施設の開設者又は管理者に対し適切に提供する。	⇒ 病院、診療所、老人福祉施設等に対し、必要に応じて、最新の医学的知見等を踏まえた施設内感染に関する情報を提供していたか。	○	・病院や診療所に対し、感染症対策向上加算医療機関のカンファレンスに参加している。	
	2 動物由来感染症対策 ・市は、動物由来感染症に対する必要な措置等が速やかに行えるよう、獣医師に対し、法第13条第1項に規定する届出や狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に規定する届出の義務について周知を行うとともに、ワンヘルス・アプローチ（人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むことをいう。）に基づき、保健所等と関係機関及び医師会、獣医師会等の関係団体と連携を図り、市民への情報提供を行う。 ・動物由来感染症の予防及びまん延の防止の対策については、感染症の病原体を媒介するおそれのある動物に対する対策や動物取扱業者等への指導、獣医師との連携等が必要であることから、感染症対策部門において、ペット等の動物に関する施策を担当する部門と適切に連携をとりながら対策を講ずる。	⇒ 動物由来感染症について、感染症発生動向調査等を通じて発生状況を的確に把握し、市民に対して迅速に情報提供していたか。 ⇒ 動物由来感染症について、必要に応じて、ペット等の動物に関する施策を担当する部署と情報を共有していたか。	○	・蚊媒介感染症やダニ媒介感染症について、市ウェブサイトですべての市民に対して情報発信している。 ・動物由来感染症の情報を探知した場合は、動物愛護担当の保健衛生課と感染症担当の保健予防課で情報を共有している。	

2024年度 一宮市感染症予防計画の目標値に対する達成状況及び評価等

項目	指標	流行最初期		流行初期		流行初期以降		今後の取組等
		達成状況 (目標値)	達成率 (判定区分)	達成状況 (目標値)	判定区分 (達成率)	達成状況 (目標値)	判定区分 (達成率)	
第5 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	検査の実施能力	—	—	20件/日※ (20 件/日)	A (100%)	20件/日※ (20 件/日)	A (100%)	新保健所での検査体制を整える

※令和7年3月末時点において、市保健所検査室は愛知県清須保健所一宮詰所と検査室を共有しており、
新型コロナウイルス感染症等の検査はできないため、県衛生研究所へ検査依頼する。
(達成状況については、愛知県へ依頼した数値を計上)

項目	指標	達成状況（目標値）	今後の取組等
第9 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項	研修や訓練の実施または参加の回数	1回 (1回/年以上)	適切な保健所体制が確保できるよう、引き続き講習会等を開催し感染症対応人員の資質向上等に努める。

○ 目標値に対する判定基準

判定区分	判定基準
A	達成率90%以上
B	達成率80%以上90%未満
C	達成率60%以上80%未満
D	達成率60%未満